

平成23年2月20日現在

研究種目：基盤研究 (B)
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19330110
 研究課題名 (和文) 社会的経済セクターを通じた若者の社会的包摂に関する国際比較研究
 研究課題名 (英文) The international comparative research on the social inclusion of young people by socio-economic sector.
 研究代表者
 宮本みち子 (MIYAMOTO MICHIKO)
 放送大学・教養学部・教授
 研究者番号：6011027

研究成果の概要 (和文)：成人期への移行に困難を抱えている若者層の実態と社会政策を国際比較で明らかにした。この目的をもって欧州およびオセアニアを中心に海外調査を実施した。その実態と比較しながら、日本の労働市場でもっとも不利な状態に置かれた若者にとって2000年代の“若者支援施策”が有効であったかどうかを批判的検討した。その中で、包括的支援システムの構築の必要性と移行的労働市場の可能性を探った

研究成果の概要 (英文)：This research identified the current status of the youth generations who are facing with difficulties of transition to adulthood and its social policy through the international comparative research. The survey was implemented mainly in Europe and Oceania. Through its comparative survey, this research critically examined the effectiveness of 2000's youth support policy in Japan for the youth generations who were in the most disadvantage conditions of the labor market. From this examination, this research determined the need for constructing the comprehensive support system and transitional labor market.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	5,700,000	1,710,000	7,410,000
2008年度	5,800,000	1,740,000	7,540,000
2009年度	2,300,000	690,000	2,990,000
総計	13,800,000	4,140,000	17,940,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：(1)若者 (2)社会的排除 (3)自立支援 (4)国際比較 (5)労働市場
 (6)雇用 (7)社会的経済セクター (8)福祉国家

1. 研究開始当初の背景

1990年代に入ると欧米先進諸国では、社会から排除される若者の存在が社会政策上の課題となり、学術研究の分野でも、また行政施策の分野でも多くの調査・研究・検討作業が展開した。若者の社会的包摂のためには、学校教育と労働

市場の間に橋を架ける（これを移行的・媒介的市場とする）取り組みが有効であることが認識されてきた。その担い手には、公共部門、NPO、民間企業等があるが、近年、これらのセクターの協働(福祉ミックス)が重要性を帯びている。これらの社会的経済セクターを、若年者支援制

度のなかに位置づける動きは、EU 諸国などで目覚しいが、近年、日本でもリスクを抱える若者への支援をする非営利セクターを中心に、その有効性が認識されつつある。

2. 研究の目的

さまざまな問題を抱えて学校段階から問題を抱え、成人期への移行に困難を抱えている若者層の実態と社会政策を国際比較で明らかにする。とくに若者の移行的・媒介的労働市場として社会的経済セクターに着目する。

3. 研究の方法

海外調査は、フィンランド (2 回)、イギリス (1 回)、オーストラリア (2 回)、ニュージーランド (1 回) で、国・地方自治体の若者自立支援政策の動向、および若者自立支援にとりくむ官民諸機関の聞き取り調査をした。また、関係文献・資料の収集を行った。

国内に関しては、横浜市、相模原市、三鷹市における若者支援団体の取り組みを継続的に調査した。また、社会的排除のリスクを抱える若者の実態を把握し、継続性のある自立支援システムの構築をめざして、横浜市内の定時制高校在學生と教員を対象とするアンケート調査および詳細な聞き取り調査を実施すると共に、本研究の研究協力者を含む若者支援機関が学校で生徒相談を開始し、卒業後も支援を継続する体制を作った。

4. 研究成果

(1) 若者の社会的排除に関する実態と研究

1980 年代以降、先進諸国では、社会経済環境の変化が若者に影響を及ぼしていると論じられるようになった。とくにグローバル化と IT 化が進む 1990 年代から 2000 年代になると、経済競争が激化するなかで、長期間の安定的雇用が誰にでも保障されるものではなくなったことが、「移行期」に焦点を当てた新しい議論が展開する背景にあった。

OECD では若者に関してつぎの 3 点を重要な課題としている。①若者が人生の好調なスタートを切るために、首尾一貫した教育、労働市場、社会政策を保障すること、②不利な状況にある若者が直面している特別な問題に対応する効果的な政策を制定すること、③より多くの若者が労働市場でより良いキャリアを築くための支援をすること、の 3 点である。欧州連合の「移行政策」は、若者が親から独立して自分自身の生活基盤を築く権利 (自立の権利) を認め、雇用、教育・訓練、家族形成、住宅、社会保障の整備

によって、成人期へのすみやかな移行を保障することを目的としている。それは、低下しつつある若者世代の社会的地位を引き上げ、社会的公正を維持し、若者を社会に統合しようという意図をもっている。

若者の中でもっとも不利な状態に置かれたのはどのような若者層だったのだろうか。先進諸国は知識基盤型社会をめざして高等教育普遍化時代に入っているが、そのなかで、教育上の失敗を経験する若者は労働市場でもっとも不利な状況に立たされ、何度も失業を繰り返したり、無業の状態に陥りがちとなっている。原因のひとつは技術の進歩である。高度な知識と教育の必要性が高まり、そのような資源をもつ労働者の市場価格は上昇する一方、だれでも覚えらるる仕事にしか従事できない労働者の市場価格は低下する。このような単純な仕事の賃金は、福祉制度が整備された社会では、生活保護基準レベルの最低水準まで低下するため、働こうとする意欲を減退させてしまう。そのため失業は短期の摩擦的失業から、長期失業へと変化し、もっとも不利な条件をもった人々が、その状態に陥りやすくなる。若年失業者も同様の傾向をもつようになっている。

各種の社会調査の結果によれば、不利な状況に置かれる若者は、低学歴、心身の障がいや疾病、家庭の貧困や崩壊、ドラッグやアルコール問題と関係し、移民や高失業地帯に頻発するという傾向があり、しかも、複合的なリスクを抱えることが多いことが指摘されている。しかも、財政の悪化を理由に福祉国家路線の転換が進み、若者に対する国家の役割が後退し、代わりに、親の責任が強化されたのであるが、親の責任を果たすことのできない家庭の困難が顕在化している。

現代の貧困問題は、労働市場と家族の構造的変化を反映して、障がい者もしくは社会的規範から排除されたマージナルな人々というよりも、「不安定な仕事と長期失業、家族や家族外の社会的ネットワークの弱体化、そして社会的地位の喪失といった多次元の諸問題」に苦しんでいる人々の増加にかかわっていると指摘されているが、若者にもそのまま当てはまる。

(2) 成人期への移行政策の特徴と手法

1980 年代後半以後、若年層の社会的基盤が不安定になっているという時代状況を前に、欧州をはじめいくつかの先進諸国では、青年期から成人期への「移行期」に焦点を当てた新しい議

論が展開し、やがて若者の移行を支援する政策が登場した。

1990年代後半以降、先進国における長期失業対策は、失業の削減という従来型の雇用対策だけでなく、失業者と非労働力を合わせた概念である「不就労(non-employment)」を削減するという目標に転じ、そのための包括的な改革を目指してきた。具体化の段階では国によって異なる特徴があるが、政策理念にみられる変化には共通性がある。従来は職業訓練をほどこして速やかに雇用へと参入することを促す手法(雇用重視)が中心であったのに対して、近年は、フレキシブルな生涯学習が成功へのかぎだとする教育重視モデルへとシフトしている。

支援の方法も、集団から個人へとシフトしている。若年者向けプログラムの手法は、従来の「集会的プログラム」より、個々の若者の欲求や願望を考慮して設計された「個人発達プログラム」の方が成功率が高いという諸研究の成果を踏まえ、個人別のカウンセリングが手法として用いられている。それは、職業を個人発達の一部として位置付け、若者自身が計画を作るのを支援するというスタンスで、ひとりひとりの若者を雇用に限らず生活の諸相からホリスティックに支援するという手法である。

国によって力点が異なることは次の(3)からも明らかであるが、困難を抱える若者に対する取り組みに共通するのは、職業的自立を目標としながらも、個々人が抱える多様なニーズに合致するより個人化した支援の方法をとっていることである。したがって、雇用対策に限定されない幅広い支援となる。特に学校から仕事へのストレートな移行が困難な若者に関しては、社会体験やリハビリテーションの意味合いをもつさまざまな活動への参加という方法がとられている。ボランティア活動、町作り活動、音楽やアート、スポーツなどの活動を、社会との接点をもつための方法として評価し、社会への参加を進めようとしている。情報提供・相談・支援のチャンスが誰にでも十分に与えられることが重要であり、個別のニーズに対応した包括的で継続的な支援を行うために、関係機関の連携が極めて重要な条件となっている。

(3) 雇用 (employment) でなく雇用可能性 (employability) の強化戦略

平塚真樹はイギリスの若者支援政策の流れを批判的に検討し、雇用可能性を強化し、個人化された支援手法へのシフトは、若者の構造的な

平等から目をそらさせる危険性を持っていることを問題とした。

1997年以降の英国(イングランド)における若年政策は、「社会的排除」政策の枠組みのもとで進められ、とりわけ困難を抱えた若者への関心が強く示され、その社会的排除を防ぎ社会的包摂を推進することが政策的にめざされてきた。ここで、社会的排除・包摂を分ける重要な指標とされたのは、当事者である若者の教育・訓練・就業への参加、そして雇用につながる職業資格の取得であり、この参加・取得を誰にも可能とするための支援手法とされてきたのが、パーソナル(personalised)なアプローチであったと考えられる。

ここには、若者一人ひとりが教育・訓練に参加し、最低限要請される資格を取得すれば、その先で就業を確保し、ひいては社会的排除を免れうるとの暗黙の前提があると考えられるが、ここにはいくつもの論理の”飛躍”がある。

英国における、エンプロイアビリティ強化志向の若年支援政策には、これまでにさまざまな議論が交わされている。その焦点は、実施政策が「社会的排除」問題の解決にとって果たして有効なのか?という点に絞られている。「個」を強化しようとする中で、ひとが育つことに結びつくとは限らない。平塚は、イギリスの若者支援政策の検討から、次の問題を提起した。第一に、主体へのアプローチ以前に必要なとされるのは、放置すれば更に拡大傾向にある社会構造的な不平等への有効な政策的介入であるだろうこと、そして第二に、主体へのアプローチにあっても、「個」の能力・スキルの育成以前に必要なのは、能動性や活動性の基盤となる「場(つながり)」を主体の生活世界や文化に依拠して育てることではないかという点である。

(4) 日本における若者支援の実態と課題

欧州等の動きとは対照的に、日本では若年者雇用問題が深刻化する近年まで「移行期」が明確に意識されることはなく、研究上も社会政策上も議論は未発達のままで、ようやく若者への施策が登場したのは2000年代の中盤であった。そのため現状には多くの課題がある。さし迫った課題は、無業のまま放置せずに、相談・支援や職業訓練プログラムを経て求職活動へと向かわせる施策がほとんどないという問題である。支援現場は多くの課題を抱えている。支援機関に来る若者は、困難を抱える若者の一部であり、もっとも困難を抱えている若者、たとえば貧困

または崩壊した家庭の若者は、今のシステムでは把握することが難しい。学校教育が終わってしまうと、社会関係が断ち切れがちであり、加齢とともに仕事や社会への復帰が困難になる。したがって、支援が有効性を発揮するためには、早期に発見してすみやかに支援を開始し、その後継続的で段階的な支援や見守りを続けることが必要なのだが、そのためには諸機関の連携が不可欠である。

また、二極化する労働市場は支援におけるジレンマである。社会保障をめぐる議論では、貧困対策の給付を拡大するよりも就業による自立を促すほうが社会的に支持されやすいと考えられているが、就業が二極化している場合には、市場を通じた（再）分配が不平等を縮小するとは限らない。支援対象者は、低賃金、単純労務、長時間労働、劣悪な労働環境、過度なノルマなど、労働市場の最下層に入ることが多く、“ワーキングプア”から脱出する見込みのない状況に置かれがちである。グローバル化のなかで、競争は激化し、不利な条件をもつ者にとって適応しにくい環境が拡大している。そのため離職者が多く、結局、失業—不安定雇用—無業を循環する結果となっている。しかも加齢とともに就職は困難になっていく。30代後半以後のニートが増加していることは、若年フリーターの抱えるリスクを暗示しているともいえよう。

近年の若年者支援の前提は、いずれも本人が情報をキャッチしていること、通所のための交通費を含め、利用するための費用を負担する余裕があること、親が子どもの苦境を心配して何とかしようと思っていること、当面の住まいや生活費に困窮していないこと、複合的なリスクを抱えてはいないこと、などである。もっとも恵まれない若者層の貧困と社会的排除への視点が弱いために、もっともサポートを必要としている若者には、有効性がない結果となる。

EUにおける若者支援が、無業状態の若者に対する何らかの経済的給付制度を有し給付を通して若者の所在を把握できていることや、給付すること（若者の権利）によって、職業訓練や就労あるいは社会活動へ参加するという責任を若者に課す（国家との契約関係）という関係が、日本では成り立たない。つまり個人と家族の私的問題とされ、社会問題として認識されない。但し、リーマンショック後の緊急雇用対策として現金給付付きの職業訓練事業が導入され、その後は恒久的な求職者支援制度が発足する。

（５）犯罪者の社会的包摂：市民としてのアイデンティティ形成

津富宏は犯罪歴のある少年の社会的包摂に関する研究を進めた。犯罪者の社会的包摂とは、犯罪者を社会の一員と見なすことによる、社会の一員としてのアイデンティティの回復（リカバリー）の支援である。社会の一員であるということ象徴するのは、シティズンシップ（市民性）の概念である。社会的排除とは、市民としてのアイデンティティの喪失であり、社会的包摂とは、市民としてのアイデンティティの回復である。少年院出所の若者に関しては、スウェーデンに刑務所出所者を支援する自助団体KRISがある。先に出所し、立ち直った者が相談相手となり、あとから出所してくる者の支援に当たる。広範な社会的認知を受け、重要な街のほとんどに拠点を持って活動している。日本においても、このような方法の有効性が期待できる。それは、市民が連帯を通して、相互の市民性を確保する試みである。

（６）横浜市の包括的若者支援政策の検討

子ども・若者育成支援推進法」が2009年の7月に国会で制定され、2010年4月から施行された。若者を支援するための法律が制定された背景には、1990年代後半以降の若者の現実がある。国や自治体の取り組みが始まり、相談支援機関を設置し、就労支援プログラムを実施するなど若者の自立支援の取り組みが展開しているが、横浜市は2006年の「こども青少年局」の発足以来、「よこはま若者サポートステーション」の開所や「よこはま型若者自立塾」の開設など、困難を抱える若者の自立を支援する施策やプログラムを実施してきた。子ども若者の包括的支援システムの構築のため、行政、市民団体、企業、教育・研究機関の連携を積極的に進め、本報告の科学研究費研究チームの研究成果も積極的に取り込んできた。とくに、学校から仕事への移行の困難な若者のために、諸機関のネットワークによるキャリア・ラダーを構築しようとしている。そのためには、企業との連携だけでなく、社会的経済セクター（社会的起業等）の創設が重要な課題となっている。（８）の定時制高校の研究は、このような構想のひとつである。

（７）「ニート」状態の若者の実態

佐藤洋作は、「ニート」の状態に陥った若者が、その状態に至った経過や生活状態、生活意識にアプローチしようとした。若年無業者にくられて若者支援施策対象として注目される

若者たちであるが、彼（彼女）たちは社会からひきこもっているだけにその実態は見えにくく、また「ニート」状態へと至る経緯は多様であるから一律には「ニート」像を語ることは難しい。しかし、いまだその全体像は明らかにされてはいないものの、政府の若者自立支援施策の現場などから、しだいに困難な状況に陥っている若者たちの現実が見え始めている。支援機関の利用者を対象に実施され、最近報告された意識調査結果を読み解きながら、自らも若者支援の現場に身を置く筆者が若者から聴き取った声も重ね、彼らを立ちすくませているものは何か、その心理と社会経済的構造とのダイナミズムについて検討した。さらには、若者たちの自立とは何か、そして自立支援とはなにか、その基本的視点についても提示した。

（8）移行の困難に直面する高校生の実態と支援システムの構築に関する研究

①研究の目的：リスクのある若者の学校から社会への包括的支援方策に関する検討

②研究の方法：横浜市立戸塚高校(定時制)在学中の生徒を対象に困難を抱える若者の実態と支援サービスの構築を試みた。調査は、生徒が現在抱えている課題（進路状況、学校生活、家庭生活等について）の個別状況の確認、アンケート調査のデータの内容フォロー等のためにインタビューを行うと共に、授業場面、学校行事場面等での生徒の様子について、参与観察を行う。教員を対象に生徒や自身の教職経験等についてのインタビューを行うと共に、授業場面、学校行事場面等での教員の様子について、参与観察を行う。

調査結果と実践モデルについて、学校・支援者を交えた検討会を開催し、現場支援へのフィードバックを行った。地域性にあった支援、学校と地域が連携した支援について検討を進めた。支援者として、実態にあった支援の仕組みづくりをすすめた。

③研究の成果：■日本全体で見れば、教育期間の長期化にともなって親からの自立の時期は遅くなっているが、定時制高校の生徒の場合は、標準モデルが全く通用しない。親の家計からの離脱が早期に始まっている。そのために、大多数の同年齢集団が当然のように享受している教育機会を得られず、学校から就労へのスムーズな移行さえ不利な状態にある。生徒が抱える経済的困難に対して学校にできることは限られて

いる。

■生徒にとって、他者との出会いは重要性であり、居場所としての学校づくりというコンセプト（戸塚定時制高校）は正しい。

■友人関係が作れる高校環境は重要である。家庭も含めた様々な経験が生徒たちを成長させ、ある意味で「程良い諦め」とでもいうべき人間関係の線引きができるようになっていく。

■定時制の教育は「教員に対する生徒の信頼」が基本にあって成立している。また、生徒の多様な家庭的背景、またそれに起因する経済的に厳しい状況をもつ多くの生徒に対して、社会的リハビリ機能を果たしている。

■卒業後（場合によっては中退後）いまの学校にあたる窓口はなかなか見つけにくい。多くの無業者が「アクセスポイントをもたない」現状があるだけに高校がその役割を引き受けるか、在学中に無料の支援機関・支援の場を教えることが重要である。

■家庭状況があまりにも厳しく、家庭にとどまることが望ましくないようなケースには、「寄宿舎」で集団生活をしながら高校に通学するシステムを考えてもよい。

■「全ての生徒には固有の教育ニーズがある」という特別支援と同じベクトルが定時制高校には妥当である。

■多くの生徒が経験しているアルバイトは社会への移行に大きな意味をもっている。今後は、進路指導・就職指導をさらに進めて、アルバイト経験の単位化、継続した就業体験の単位化などを検討してもよい。職業労働の経済的側面だけでなく、社会的側面も指導できると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

Inui, A. and Nishimura, T. (2007) "The Only Future Certainty is that I'll Still be Speaking to her" ; Social Capital / Network for the Transition of Disadvantage Young People, Educational Studies in Japan: International Yearbook, No.2, pp.17-19 査読あり

平塚真樹 (2007) 「移行システム分解過程における能力観の転換と社会関係資本 - 「質の高い教育」の平等な保障をどう構想するか? - 」, 『教育学研究』, 第73巻第4号, 査読有, pp.69-80

宮本みち子 (2009) 「若者の貧困を見る視点」『貧困研究』Vol.2 招待論文

津富宏 (2009) 「犯罪者処遇のパラダイムシフト」『犯罪』社会学研究』34巻47-57 査読有

長須正明 (2009) 「キャリア教育の心理学」『日本労働研究雑誌』第594号、117-118 査読有

佐藤洋作 (2010) 「コミュニケーション欲求の疎外と若者自立支援～「ニート」状態にある若者の実態と支援に関する調査報告書を読む」『東京経済学会誌－経営学』No. 258、査読なし

〔学会発表〕 (計5件)

樋口明彦 「日本における若者問題と社会的排除」, 第115回社会政策学会, 2007年10月13日, 龍谷大学

津富宏 NPO法人静岡青少年就労支援ネットワークの自立支援セミナー自主企画「ニート、ひきこもり者への自立、就労の実践にみる心理教育の可能性」, 心理教育・家族教室ネットワーク第11回研究集会－市川大会, 2008年3月13日, 市川市文化会館

平塚真樹 (Maki Hiratsuka) ‘Youth Work, Youth Policy and Youth Research in Japan ~ New polarization among youth’, Symposium, “Reflective youth work - linking theory and praxis”, 2008年7月2日, ヘルシンキ市 (フィンランド)

樋口明彦 「日本・韓国・台湾における若年者雇用政策の比較」, 第119回社会政策学会, 2009年11月1日, 金城学院大学

田中康雄・長須正明・山田順子・津富宏 「発達障害傾向がある大学生とその支援－「理想」と「現実」および「支援の本質」について考える－」日本心理学会第73回大会ワークショップ, 2009年8月26日, 立命館大学

Mitsuaki Ueda, Hiroshi Tsutomi, and Shigeru Oyama Hirschi’s Back with a New Scale of Self-Control: a Comparative Study of Two Scales of Self-Control, Stockholm Criminology Symposium, 2009年6月22日, University of Stockholm

〔図書〕 (計8件)

宮本みち子 (2009) 「若年層の貧困化と社会的排除」森田洋司監修『新たな排除にどう立ち向かうか』, 査読なし, pp. 61-79 学文社

宮本みち子 (2008) 『『成人期への移行』政策と若年者支援』日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』中央法規出版, pp. 146-172 査読なし

長須正明・横井修一・長谷見憲 (編著) (2007) 『岩手県における青少年の進路と就労』(全261ページ中, 168ページを執筆), いわてNPOセンター査読なし

樋口明彦 (2007) 「日本における若者問題と社会的排除 - 「適正な仕事」「活性化」「多元的活動」をめぐって」福原宏幸編『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社, 査読なし, pp. 220-242

津富宏 (2009) 「犯罪者の社会的包摂: 市民としてのアイデンティティ形成支援」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社, 査読なし, pp. 152-166

新谷周平 広田照幸編 (ほか9名執筆) (2008) 『若者文化をどうみるか? - 日本社会の具体的変動の中に若者文化を定位する -』アドバンテージサーバー, 査読なし (第2章、第5章

pp. 150-176 を執筆)

西村貴之 (2008) 「教育経歴・キャリア形成の分岐点としての高校」(40-51頁), 査読なし

乾彰夫, 竹石聖子, 西村貴之 (他12名, 5番目) 平成20年度科学研究費補助金 (基盤研究 (A)) 報告書『若者の教育とキャリア形成に関する調査 2007年第1回調査結果報告書』(課題番号19203034, 代表 乾彰夫), 査読なし

〔産業財産権〕

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

〔その他〕

ホームページ等

フィンランド、オーストラリア、イギリス、ニュージーランドの調査結果から、「世界の若者支援：現場からの報告」を立ち上げ <http://www.campus.ouj.ac.jp/~miyamoto/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮本みち子 (MIYAMOTO MICHIKO)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号: 6011027

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者

長須正明 (NAGASU MASAOKI)

東京聖栄大学・教授

研究者番号: 20369474

平塚真樹 (HIRATSUKA MAKI)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号: 10224289

乾彰夫 (INUI AKIO)

首都大学東京・人文社会学研究科教授

研究者番号: 90168419

樋口明彦 (HIGUCHI AKIMASA)

法政大学・社会学部・准教授

研究者番号: 40375598

新谷周平 (ARAYA SHUHEI)

千葉大学・教育学部・准教授

研究者番号: 60533263

西村貴之 (NISHIMURA TAKAYUKI)

首都大学東京・人文科学研究科・助教

研究者番号: 60533263

津富宏 (TSUTOMI HIROSHI)

静岡県立大学・国際関係学部・准教授

研究者番号: 50347382

(4) 研究協力者

佐藤洋作 (NPO法人文化学習ネットワーク代表理事)

白水崇摩子 ((株) K2インターナショナル)

岩本真美 ((株) K2インターナショナル)

関口昌幸 (横浜市子ども青少年局職員)